

瑜伽行派における四神足に関する一考察

—『中辺分別論』第 IV 章を中心に—

北山 祐誓

0. はじめに

インド初期瑜伽行派に属する文献である『中辺分別論』(*Madhyāntavibhāga(-bhāṣya)*: MAV (MAVBh), 以下『中辺論』) 第 IV 章「対治修習品」(*Pratipakṣabhāvanāpariccheda*) では、「対治修習」、「対治修習の分位」、「果の獲得」という修習に関する三項目が全 18 偈をもって説かれ、三十七菩提分法¹を初めとする瑜伽行派の伝統的修道論が展開されていく。

周知のように、三十七菩提分法は、初期仏教以来受け継がれ修されてきた修行項目であるので、菩薩のみならず声聞・独覺も修するものであって、大乘に特有の修行方法ではない。三十七菩提分法という概念は、パーリ・ニカーヤの段階から存在していたものではなく、部派で形成されたものとされている²。瑜伽行派の諸文献にも広範に解説が為され、大乘菩薩道の体系に組み込まれている³。それらは、通常四念処 (*catvāri smṛtyupasthānāni*)、四正勤 (*catvāri smyakprahāṇāni*)、四神足 (*catvāra ṛddhipādaḥ*)、五根 (*pañca indriyāṇi*)、五力 (*pañca balāni*)、七菩提分 (*sapta bodhyaṅgāni*)、八聖

¹ 『中辺論』において、対治修習とは、すなわち三十七菩提分法を修習することであると言われる。

MAVBh Na50.2-3 Ta29.2-3.

pratipakṣabhāvanā bodhipakṣabhāvanā sedānīm vaktavyā /

対治修習とは、[三十七] 菩提分 [法] の修習であり、そのことが今から説かれるべきである。

² 「三十七道品」という語は、阿含においては『増一阿含』(T2, 551a4 etc.) に見られる。Cf. 田中 [1993: 274, n. 1]; 櫻部 [1969: 48.8-12]。また、三十七菩提分法の成立過程に関しては、齊藤 [2007] に詳細にまとめられている。

³ これまで三十七菩提分法に関する研究は数多く知られるが、初期・部派仏教におけるものが中心であり (Cf. 齊藤 [2007: 76, n. 3])、瑜伽行派における三十七菩提分法の研究は管見の限りではそれほど多くない (篠田 [1966a, b] や小沢 [1975a, b]、堀内 [2009]、岸 [2013] 等)。多くが二乗とは異なった菩薩道としての三十七菩提分法修習方法に注目が集中しており、諸経論との比較検討が為されている。その際、三十七菩提分法の中心と言われる四念処の解説はしばしば取り上げられ考察されている。しかしながら、三十七菩提分法各項目 (特に四正勤以下) の詳細な検討はされていない。

また、「声聞地」と同様に『瑜伽師地論』本地分属する「菩薩地」(*Bodhisattvabhūmi*: BBh) では、三十七菩提分法一々の説明はなく、それらは「声聞地」の記述に譲る、としている (Cf. BBh^p 176.24-177.3, BBh^w 259.7-15)。

道分 (aṣṭa samyakmārgāṅgāni) を数え、悟りに至るための助法 (bodhipakṣa) をいう。

そのうち、四神足とは一般的に四つの神通・神変の基礎という意味であり、意欲／欲 (chanda)・精進／勤 (vīrya)・心 (citta)・観察／観 (mīmāṃsā) という四つによって、三昧を得ることができ、それが種々の神通の基礎となり、拠り所となることである。瑜伽行派において、この四神足という一種の修行項目に八断行 (aṣṭaprahāṣaṃskāra) というものがしばしば導入され、関連付けて論じられている。八断行とは、(1) 意欲 (chanda)、(2) 勤力 (vyāyāma)、(3) 信 (śraddhā)、(4) 軽安 (prasrabdhaya)、(5) 憶念 (smṛti)、(6) 正知 (saṃprajanya)、(7) 思惟 (cetanā)、(8) 捨 (upekṣā) の八つを数える⁴。この八断行に関する先行研究は少ないが、長尾 [2009] によれば、まず、八断行は有部の論書である『法蘊足論』に見られるとする⁵。その後、主として瑜伽行派において論じられ、『瑜伽師地論』(Yogācārabhūmi: YBh)「声聞地」(Śrāvaka-bhūmi: ŚBh)を初めとして、『中辺論』、『大乘莊嚴經論』(Mahāvījñānasūtrāṅga-kāra: MSA, 以下『莊嚴經論』)を中心に見られるとする⁶。さらに、それら論書の先駆的經典が、長阿含の『闍尼沙經』であると示唆している⁷。しかし、そこではこれら諸經論を列挙しているのみで、詳細な文言の比較検討は行われていない。

したがって、本稿では、四神足の解説において八断行が導入されている、瑜伽行派の諸文献を

⁴ 独立した「八断行」という術語は Mvy 等にも見られない。

⁵ しかしながら、『法蘊足論』には「八断行」という語そのものは見出されない(『法蘊足論』における四神足の解説については、田中 [1993: 235.8–240.3] 参照。この語はアビダルマ文献においては、『順正理論』に見られる。

⁶ この他にも、『顯揚聖教論』(T31.488c14–489a22)や『大乘阿毘達磨集論』(Abhidharmasamuccaya: AS, 以下『集論』)及び『大乘阿毘達磨雜集論』(Abhidharmasamuccayabhāṣya: ASBh, 以下『雜集論』)などにも説かれている。

⁷ Dīgha-Nikāya 18 Janavasabha-suttanta, 213.7–10, cf. 片山 [2004: 83].

Idha bho bhikkhu chandasamādhīpadhānasamphārasamannāgataṃ iddhipādaṃ bhāveti, viriyasamādhī ... cittasamādhī ... vimāṇāsāsamādhīpadhānasamphārasamannāgataṃ iddhipādaṃ bhāveti.

友らよ、ここに比丘は、欲による定と勤行をそなえた神足を修習します。精進による定と勤行をそなえた神足を修習します。心による定と勤行をそなえた神足を修習します。觀察による定と勤行をそなえた神足を修習します。

『闍尼沙經』T1, 36a8–11.

善能分別說四神足。何等謂四。一者欲定減行成就修習神足。二者精進定減行成就修習神足。三者意定減行成就修習神足。四者思惟定減行成就修習神足。

Dīgha-Nikāya-Atthakathā 267.7–25.

“Viriyasamādhīpadhānasamphārasamannāgataṃ” ti dvikkhattuṃ viriyam āgataṃ. Tattha purimaṃ samādhivisesanaṃ, viriyādhīpati samādhī viriyasamādhīti, dutiyaṃ samannāgam’ aṅgadassanaṃ. Dve yeva hi sabbattha samannāgam’ aṅgāni, samādhī padhānasamphāro ca. Chand’ ādayo hi samādhivisesanāni, padhānasamphāro pana padhānavacanena eva viṣesito, na chand’ ādhīti na idha viriyādhīpatitā padhānasamphārasa vuttā hoti. Viriyaṃ ca samādhīṃ viṣesetvā tītaṃ eva, samannāgam’ aṅgavasena pana padhānasamphāravacanena vuttan ti nāpi dvīhi viriyehi samannāgamo vutto hoti. Yasmā pana chand’ ādhīti viṣiṭṭho samādhī; tathāviṣiṭṭhen’ eva ca tena sampayutto padhānasamphāro, sesadhammā ca; tasmā samādhivisesanānaṃ vasena cattāro iddhipādā vuttā, viṣesanabhāvo ca chand’ ādhīnaṃ taṇṭaṇavassayadassanavasena hoṭīti chandasamādhī ... pe ... iddhipādan ti ettha nissay’ atthe pi pādasabde upāy’ atthena chand’ ādhīnaṃ iddhipādātā vuttā hoti. Ten’ eva hi abhidhamme Uttaracūḷabhājanīye.

取り上げその解釈の相違について検討を試みる。中でも、『中辺論』が八断行によって断じる対象として、五過失 (pañcadoṣa) という概念を導入している点に着目し、『中辺論』独自の四神足解釈について考察する⁸。

1. 八断行による四神足解釈

1.1 『瑜伽師地論』「声聞地」

「声聞地」「第二瑜伽处 (ブドガラ)」⁹における三十七菩提分法の解説の中で、四神足の説明は以下の通りである。

ここに、四つの三昧¹⁰ (四神足) がある。それは、欲三昧・勤三昧・心三昧・観三昧である。このうち、意欲に基づいて得られる三昧が欲三昧である。勤・心・観に基づいて得られる三昧が、[それぞれ勤三昧・心三昧・] 観三昧である。まず、ただ意欲のみを起こした場合に、意欲を生じた者は、その悪不善の諸法を、自性、原因、過失、対治という点から、まさに正しく思索し、一境の念を起こす。このようにして、諸善法を自性、因由、利徳、出離という点から、正しく思索し、一境の念を留める。それを数多く行うので、纏の現行することを遠ざける方法によって、一境性に触れる。けれども未だ悪不善法の随眠 (anuśaya) を根絶することはない。これもまた意欲による [三昧] と言われる¹¹... (中略) ...そのように如実に行じた者には、八断行がある。かの者には随眠を根絶するために、また三昧を円満するために、それら [八断行] が起こる。すなわち、(1) 意欲とは、「いつか私は三昧を成就しよう、そして悪不善の諸法の随眠を断じよう」[とすることである]。(2) 勤力とは、対治修習に関して加行を捨てないことであ

⁸ 舟橋 [1976: 323-324] は、この『中辺論』第 IV 章において四神足を説く場合に、五過失・八断行を導入することが『中辺論』独自の説き方なのかどうか、十分精査する必要があると述べている。

⁹ 声聞地研究会 [2007: 序論 IV] によれば、この「第二瑜伽处」は十七項目を挙げており、そのうち、(3)「所縁」～(13)「[瑜伽修習の] 果」において、いわゆる五停心観や三十七菩提分法といった瑜伽行者の修習すべきヨーガの内容を解説する、とある。なお、三十七菩提分法は (12)「瑜伽修」に詳述されている。

¹⁰ 声聞地研究会 [2007: 213, n. 1] によれば、四種の三摩地は、例えば SN. V [PTS268.9] に説かれているとしている。

¹¹ ŚBh⁸ 314.5-316.9, cf. 声聞地研究会 [2007: 212-215].

tatra catvāraḥ samādhayaḥ / tadyathā chandasamādhīḥ, vīryasamādhīḥ, cittasamādhīḥ, mīmāṃsāsamādhīḥ ca / tatra cchandam adhipatīṃ kṛtvā yaḥ pratilabhyate samādhīḥ ayaṃ chandasamādhīḥ / vīryam, cittam, mīmāṃsām adhipatīṃ kṛtvā yaḥ pratilabhyate samādhīḥ ayaṃ mīmāṃsāsamādhīḥ //
yadā tāvad ayaṃ chandam eva kevalaṃ janayati / chandajātaḥ ca tān pāpakān akuśalān dharmān svabhāvato nidānata ādinavataḥ pratipakṣataḥ ca samyag evopaniśadyāti, ekāgrāṃ smṛtiṃ pravartayati / evaṃ kuśalān dharmān svabhāvato nidānato 'nuśaṃsato niḥsaraṇataḥ samyag evopaniśadyāti, ekāgrāṃ smṛtiṃ avasthāpayati, tadbahulākārād ekāgratāṃ spṛśati paryavasthānasamudācārādūrikarāpayogena / na tv adyāpy anuśayaṃ samudghātayati pāpakānān akuśalānān dharmānān / ayaṃ apy ucyate chandādhīpateyaḥ / (残りの勤三昧・心三昧・観三昧の部分は省略)

瑜伽行派における四神足に関する一考察（北山）

る。(3) 信とは、加行を捨てずにいる者が、後の証得（後得）を信じ、確信することである。そのうち、(4) 軽安とは、清浄なる信を先とする喜びのことであり、喜悅であり、また欲喜心に続く悪不善法に属する麁重を静めることである。そのうち、(5) 憶念とは、九種であり、止に属する九種の心の安定を内包するものである。そのうち、(6) 正知とは、観に属する慧である。このうち、(7) 思惟とは、断じたことや未だ断じていないことを観察する者にとって心作用することであり、心作用が止・観に随順して身業と語業を等起させる。そのうち、(8) 捨とは、過去・現在・未来の悪不善法に相当するものを行じて、心に染汚はなく、心平等である。〔彼は〕この二つの要因によって諸々の随眠が断じられることを分別して知る。〔二つとは〕すなわち、対境が顕示されない思惟によって、また対境が顕示されても無関心なことによってである。以上が八断行である。

そして、随眠を根絶するためにこれらの八断行のヨーガがある。そのうち、(1) 意欲はまさに欲であり、(2) 勤力とは勤であり、(3) 信とは信であり、(4) 軽安、(5) 憶念、(6) 正知、(7) 思惟、(8) 捨とは方便である¹²。

「声聞地」では、四神足を欲・勤・心・観の三昧の基礎であると一般的な定義を示した後、神足の語義解釈を後に回して、先に八断行を用いた解説をしている。ここでは、随眠を根絶するため、及び先に挙げた四種の三昧を円満するために、八断行を行じるとし、それらの一々を定義する。また、八断行の (1) 意欲は (a) 欲に、(2) 勤力は (b) 精進に、(3) 信は (c) 信に、(4) 軽安・(5) 憶念・(6) 正知・(7) 思惟・(8) 捨は (d) 方便に、それぞれ対応させて、(a) 意欲、(b) 精進、(c) 信、(d) 方便の四つに分類している。

1.2 『大乗莊嚴經論』

『莊嚴經論』では第 XVIII 章「菩提分品」第 50-54 偈において、四神足の詳細な説明が為されている。まず第 50-51 偈で四神足の概要が示される。

¹² ŚBh³¹ 318.10-320.16, cf. 声聞地研究会 [2007: 219-221].

tathāprayuktasya tathābhūtasyaṣṭau prahāṇasaṃskārā bhavanti / ye 'syānuśayasamudghātāya ca pravartante samādhiparipūraye ca / tadyathā chandaḥ "kadācit samādhiṃ paripūrayiṣyāmi, anusayāṃs ca prahāṣyāmi pāpakānāṃ akuṣalānāṃ dhammānāṃ" / vyāyāmo yāvat pratipakṣabhāvanāyāṃ avinystaprayogātā / śraddhā yā avinystaprayogasya viharata uttare 'dhigame śraddadhānatā, abhisampratyaḥ / tatra praśrabdhīr yac chraddhāprasādapūrvanṅgamāṃ prāmodyaṃ pūṭiḥ, prīṭamanasā cānupūrvā pāpakakuṣaladhammapakṣasya dauṣṭhilyasya pratipraśrabdhīr / tatra smṛtir yā navākārā, navākārāyās cittasthiteḥ samathapakṣyāyāḥ saṃgrāhikā / tatra saṃprajānyam yā vipaśyanāpakṣyā prajñā / tatra cetanā yaś cittaḥsaṃskārāḥ prahīṇāprahīṇatām mīmāṃsamanāsya yaś cittaḥsaṃskārāḥ śamathavipaśyanānukūlaḥ kāyakama vākkama samutthāpayati / tatropakṣā yāūtānāgatapratyutpanneṣu pāpakakuṣaladhamasthānīyeṣu carataś cittaḥsaṃkleśā cittasamatā / ābhyāṃ dvābhyāṃ kāraṇābhyāṃ prahīṇatām anusayānāṃ paricchinatti jñāti / yaduta viśayaviparokṣayā cetanayā viśayaviparokṣayā copekṣayā / ime 'ṣṭau prahāṇasaṃskārā bhavanti // sa caṣṭo 'ṣṭaprahāṇasaṃskārāyogo bhavaty anusayasam udghātāya / tatra chandaś chanda eva, yo vyāyāma idaṃ vīryam, yā śraddhā sā śraddhā, yā ca praśrabdhīr yā ca smṛtir yac ca saṃprajānyam yā ca cetanā yā copekṣā ayam upāyaḥ /

[四] 神足の弁別について五偈がある。

[四] 神足は、賢者たちにとって、四種の至上の特質を有するものである。自己と他者に関わるすべての利益の成就に対して生じる。(XVIII. 50)

すべての利益の成就とは、世間及び出世間の「成就」と知られるべきである。残りは意味が理解し易い。

依り所、区別、方便、成満という観点から、賢者たちは [四] 神足に関する確立をあらゆる点で認めている¹³。

まず、『莊嚴經論』第 XVIII 章における四神足は、「声聞地」のように四つの三昧については直接明記されていないが、第 50 偈において、それら四種の三昧は二乗より優れた至上の特質を持つものであるとされている。続く、第 51 偈では四神足が依り所、区別、方便、成満という点から成り立つということが解釈され、そのうちの方便に基づいて、第 52 偈以降八断行を用いた解説が為されている。

禪定波羅蜜に依拠して、区別には四種ある。また方便も [四種であり]、そして成満は六種であると考えられる。(XVIII. 52)

禪定波羅蜜を拠り所とする区別は、四種類ある。欲・勤・心・観の三昧の区別ゆえに、他ならぬ方便も四種である。成満は六種¹⁴である。

四種の方便とは何か。

第一に努力して決断せしめるもの、第二に饒益を本体とするもの、第三に結びつけるもの、第四に対治するものである。(XVIII. 53)

八断行のうち、(1) 意欲・(2) 勤力・(3) 信とは、努力して決断させる方便 (vyāvasāyika upāya) であって、

¹³ MSABh 142.11–18. cf. 長尾 [2009: 243–244], 岸 [2013: 193–194].

ṛddhipādāḥ pañca ślokaḥ /
ṛddhipādāś ca catvāro dhīrāṇāṃ agralakṣaṇāḥ /
sarvārthasiddhau jāyante ātmanaś ca parasya ca // XVIII. 50
sarvārthasiddhir laukiki lokottarā ca veditavyā / śreyaṃ gatāṃ /
nīśrayāḥ ca prabhedāc ca upāyād abhinirhṛteḥ /
vyavasthā ṛddhipādānāṃ dhūmatāṃ sarvathesyaḥ // XVIII. 51

¹⁴ 六種の成満については、直後の第 54 偈において解説されている。

MSABh 143.5–7. cf. 長尾 [2009: 248–249], 岸 [2013: 195].

ṣaḍvidho 'bhinirhāraḥ katamaḥ /
darśanasyāvavādasya sthītvikrīḍitasya ca /
prapīḍher vaśitāyāś ca dharmaprāpteś ca nirhṛtāḥ // XVIII. 54

六種の成満とは何か。

見ること、教示、遊戯、誓願、自在力の、法の獲得である。(XVIII. 54)

信があり利益を為そうと「欲する」ときは、努力があるからである。(4) 軽安「すなわち堪能性」のあることは、饒益するもの (anugrahaka) である。(5) 憶念と (6) 正知とは結びつける (nibandhaka) 「方便」であって、前者によっては心を対象から離れさせないからであり、第二によっては離れたことをよく自覚するからである。(7) 思惟と (8) 捨とは、対治するものとしての方便 (prātipakṣika) である。〔(7) 思惟が〕 惛沈と掉挙という二つの随煩惱に対しての「対治であり」、また〔(8) 捨が〕 諸煩惱に対しての対治だからである¹⁵。

ここで、八断行をそれぞれ四種の方便に対応させて説明している。八断行のうち、(1) 意欲・(2) 勤力・(3) 信を (a) 「努力して決断せしめる方便」に、(4) 軽安を (b) 「饒益するもの」に、(5) 憶念と (6) 正知を (c) 「結びつける方便」に、(7) 思惟と (8) 捨を (d) 「対治するものとしての方便」に分類している。『莊嚴經論』第 XVIII 章に見られる八断行の分類は、「声聞地」が (4) ～ (8) のみを方便に対応させたことと異なり、八つ全てを方便に対応させ、その方便をさらに四種に分けて解釈している¹⁶。

¹⁵ MSABh 142.19–25, cf. 長尾 [2009: 245–246], 岸 [2013: 194–195].

dhyānapāramim āśrītya prabheda hi caturvidhaḥ /
upāyaś cābhiniṛhāraḥ ṣaḍvidhaś ca vidhīyate // XVIII. 52

dhyānapāramitā nīśrayaḥ prabhedaś caturdhaś chandavīryacittamīmāṃsāsāmādhībhedāt / upāyaś caturvidha eva /
abhiniṛhāraḥ ṣaḍvidhaḥ /
caturvidha upāyaḥ katamaḥ /

vyāvasāyika ekaś ca dvītyo 'nugrahātmakaḥ /
naibandhikaś tṛtīyaś ca caturthaḥprātipakṣikaḥ // XVIII. 53

aṣṭānāṃ prahāṇasaṃskārāṇāṃ chando vyāyāmaḥ śraddhā vyāvasāyikaḥ upāyaḥ / śraddadhānasāyārthino vyāyāmāt /
praśrabdhīr anugrahakāḥ / smṛtiḥ saṃprajānyaṃ aupanibandhakaḥ / ekena cittasāyāmbanāvisūrat / dvītyena
visāraprajñānāt / cetanā cōpekṣā ca prātipakṣika upāyaḥ / layaudhātvyopakṣeṣayoh kleśānāṃ ca pratipakṣatvāt /

¹⁶ 『維集論』「決沢分 諦品」(satyavinīscaya) にも、八断行をもって四神足の説明が為されている。

ASBh 87.21–88.2.

bhāvanā chandādīnāṃ aṣṭānāṃ prahāṇasaṃskārāṇāṃ abhyāsaḥ / te punar aṣṭau prahāṇasaṃskārāś caturdhā kriyante /
tadyathā vyāvasāyikaś chandavyāyāmaśraddhāḥ // tatra chando vyāyāmasāyārthino vyāyāmāt / chandasya punaḥ śraddhā
nimittam / tathā hi yo yenārthābhavati tatprāptyartha vyāyacchate / arthitvaṃ ca nāntareṇa tad astītyābhisampratyam
iti / anugrahikaḥ praśrabdhīḥ, tayā kāyacittānugrahakaraṇāt / aupanibandhikaḥ smṛtisamprajānye,
āmbanāsaṃpramoṣeṇa cittasāyāmbanāvasthānāt, tatpramāde ca satī paricchedāt yathākramam / prātipakṣikaś
cetanācōpekṣe, cittapragrahapradhānābhisamskārābhyām utpannalayaudhātvyaparivarjanān
nirupakṣeṣasāmādhīnimittānukaraṇāc ceti //

意欲を初めとする八断行の反復修習がある。また、それら八断行は四種に「分類される」。すなわち、(1) 意欲・(2) 勤力・(3) 信は、(a) 努力して決断せしめるものである。そのうち、(1) 意欲は (2) 勤力の所依であり、また、(3) 信は (1) 意欲の因となる。なぜそのように「なるのかといえど」、意欲があることによって、その目的を達成するために努力し、またそれは実在などを信受することから離れないからである。(4) 軽安は饒益するものである。それによって身心を摂受することとなるからである。(5) 憶念と (6) 正知は繋ぎ止めるものである。所縁を忘失することなくして、心一境に安住させるからである。また、もしそれが放逸すれば、順次に了知できるからである。(7) 思惟と (8) 捨は対治するものである。策心と持心の二つの行作は、すでに生じた惛沈・掉挙を遠離させ、随煩惱のない止などの相を引き起こすか

さらに『莊嚴經論』において、三十七菩提分法は、これらに先立つ第 XI 章「述求品」第 11 偈においても「三十七種の行相の修習」として示され¹⁷、それらの各項目の解説があるが、第 XVIII 章のような詳細な解説は省略されている。そのうち、四神足は以下のような解説が為されている。

願望を生じさせる場合、満足することを対治する作意（＝欲）の修習があり、努力・精進を行う場合、順次に、散乱・疑惑を対治する作意（＝勤）の修習がある。心を制する（*praghnāti*）場合、掉挙を対治する三昧の行相（＝心）の修習があり、心を奮い起こす（*pradadhāti*）場合、惛沈を対治する三昧の行相（＝観）の修習がある。これらは順次、四神足における「修習である」と知られるべきである¹⁸。

ここでは、四神足それぞれに対する、四つの所対治が明示されている。対応関係を示すと以下の通りである。

らである。

ここでは、八断行について、(1) 意欲・(2) 勤力・(3) 信は、(a)「努力して決断せしめるもの（*vyāvasāyika*）」、(4) 輕安は、(b)「饒益するもの（*anugrahika*）」、(5) 憶念と (6) 正知とは、(c)「繋ぎ止めるもの（*aupanibandhika*）」、(7) 思惟と (8) 捨とは、(d)「対治するもの（*pratīpakṣika*）」と分類されており、直接方便という語は見られないが、『莊嚴經論』と同様の解釈が為されている。なお、ここで、(7) 思惟・(8) 捨の解説に見られる「策心と持心の二つの行作」（*cittapragrahapradhānābhisamkāra*）という記述は、後述する『莊嚴經論』第 XI 章第 11 偈の文言「心を制する（*praghnāti*）」及び「心を奮い起こす（*pradadhāti*）」を承けたものとみられる。

また、これに先立つ、『集論』では八断行が、(a) 努力して決断せしめるもの（*vyāvasāyika*）、(b) 饒益するもの（*anugrahika*）、(c) 繋ぎ止めるもの（*aupanibandhika*）、(d) 対治するもの（*pratīpakṣika*）の四種に分けられるとするが、八断行の一行がどのように対応するのかという、その関係性は明らかにされていない。

AS 73.13–16.

bhāvanā katamā / aṣṭāṇaṃ prahāṇasaṃskārāṇāṃ abhyāsaḥ / katame aṣṭau / chandaḥ vyāyāmaḥ śraddhā prāśrabdhīḥ
smṛtiḥ saṃprajānyarṇaṃ cetanā upekṣā ca / te punar aṣṭau samāsataḥ caturdhā saṃgrhyante / vyāyāsyikāḥ anugrahakāḥ
aupanivandhikāḥ pratīpakṣikāḥ ca //

¹⁷ MSA XI.11, 56.18–19, cf. 長尾 [2007: 44].

catvāraḥ saptatrinīśac ca ākāra bhāvanāgatāḥ /
mārgadvayasvabhāvo 'sau dvyanuśaṃsaḥ praficchakāḥ // XI. 11 //

〔瑜伽行者の十八作意とは、〕<11> 四〔種〕と三十七〔種〕の行相の修習に帰属するもの、<12> 二つの道を自性とするものの、<13> 二つの利徳、<14> 領受するものとである。

¹⁸ MSA XI.11 ad. 57.17–20, cf. 長尾 [2007: 45–48].

saṃtuṣṭipratīpakṣikamanaskārabhāvano yadā cchandaṃ janayati / vikṣepasaṃśayapratīpakṣikamanaskāra-bhāvano
yadā vyāyacchate vīryam ārabhate yathākramaṃ / audhātayapratīpakṣikasamādhyākārabhāvano yadā cittam
praghnāti / layapratīpakṣikasamādhyākārabhāvano yadā cittam pradadhāti / ete yathākramaṃ caturṣu rddhipādeṣu
veditavyāḥ //

瑜伽行派における四神足に関する一考察（北山）

『莊嚴經論』第 XI 章第 11 偈で示される所対治	四神足
(1) 満足すること (saṃtuṣṭi)	chandaṃ janayati (=欲)
(2) 散乱・疑惑 (vikṣepasamśaya)	vīryam ārabhate (=勤)
(3) 掉挙 (auddhatya)	cittaṃ pragrhnāti (=心)
(4) 惛沈 (laya)	cittaṃ pradadhāti (=観)

2. 五過失を導入する四神足解釈

2.1 『中辺分別論』第 IV 章「対治修習品」

『中辺論』における四神足の解説は、第 IV 章第 3-5 偈で示される。

それ(四正勤)に安住するから堪能性¹⁹がある。[四神足は]全ての利益を成就せしめるものであり、
五過失を断じる[ために]、八[断]行に勤しむことに基ついて[起こされる]。(IV.3)

そのような、それら[所対治]からは遠ざかり、[対治には]近づく、という精進の修習において、心が
安住するから堪能性があるのであって、[これが]四神足である。[それは]全ての利益を成就させる原因
因であるからである。ここで安住とは、心が安住することであり、三昧のことであると知られるべきで
ある。それゆえ、[四]正断の直後に[四]神足が[説かれるので]ある。また、その堪能性は五過失を
断じるために、八断行を修習することに基ついて[起こされると]知られるべきである²⁰。

この『中辺論』の解説によれば、八断行は五過失を断じるための所作として解釈されている。
これに対する安慧釈²¹では、先に示した「声聞地」の解説に則った、心一境性(cittasyaikāgratāṃ)

¹⁹ 瑜伽行派における「堪能性」(karmaṇyatā)については、阿部[2008]に詳しい。

²⁰ MAVBh Na51.1-8, Ta30.1-6.

**karmaṇyatā sthites tatra sarvārthānāṃ saṃpṛddhaye /
pañcadoṣaprahāṇāyāstapaṇāṣkāraḥ bhāvanānvayā // IV.3**

tasyāṇi tadapāyāyavīryabhāvanāyāṃ cittasthiteḥ / karmaṇyatā catvāra ṛddhipādāḥ sarvārthasampradhihetutvāt sthiteḥ
atra cittasthiteḥ samādhir veditavyāḥ / ataḥ samyakprahāṇānantaram ṛddhipādāḥ / sā punaḥ karmaṇyatā
pañcadoṣaprahāṇāyāstaprahāṇasamskāra-bhāvanānvayā veditavyā /

²¹ MAVT Y172.19-173.9, Pa129.18-130.2, *.

tatra cchandasaṃādhir yadā cchandādhipatyā vīryabhāvanāyāṃ sagauravaṇi pravartamāṇaḥ spṛśati
cittasyaikāgratāṃ / vīryasaṃādhir yadā vīryam ārabhamāṇaḥ sātāyaprayogāt spṛśati cittasyaikāgratāṃ / cittasaṃādhir
yadā pūrvasaṃādhibijam āgamyā citta eva cittaṃ dhārayan spṛśati cittasyaikāgratāṃ / mīmāṃsāsaṃādhir
yadā lambanapracivito 'nusprśati cittasyaikāgratāṃ iti / sthiteḥ atra cittasthiteḥ samādhir veditavyā iti samādhi-grahaṇaṃ
saṃskṛtalakṣaṇād vyavacchedārtham / yata ārabdhavīryasya cittakarmaṇyatā catvāra ṛddhipādāḥ bhavanti ataḥ
samyakprahāṇānantaram ṛddhipādāḥ nirdiṣṭāḥ / sā punaḥ karmaṇyatā kiṃprajoyanam, kiṃprahetukā cety ata āha,
pañcadoṣaprahāṇāyāstaprahāṇasamskāra-bhāvanānvayā veditavyeti / anvayo hetuḥ /

そのうち、欲三昧は、意欲の力によって精進の修習に対して尊敬をもって起こる者が心一境性に触れる
ときに[生じる]。勤三昧は精進を起こす者が、絶えず加行するによって心一境性に触れるときに[生じ
る]。心三昧は前の三昧の種子によって心のみにおいて、心を保持する者が、心一境性に触れるときに

に触れることを重要視して四神足を定義しており、「声聞地」の文言を簡潔に要約したような内容となっている。これにより、安慧が「声聞地」を元にこの箇所『中辺論』を解釈したと考えることができる。そして、これに続いて『中辺論』の特徴的四神足解釈である五過失・八断行を用いた説示が為される。

【五過失】

【その】五過失とは何か、ということは【以下のように】言う。

- (i) 懈怠、(ii) 教え授かったこと（聖言）を忘失すること、(iii) 惛沈・掉挙、(iv) 心作用しないこと、
(v) 心作用すること、【以上】これらが五過失であると考えられる。(IV.4)

そのうち、(iii) 惛沈・掉挙は【まとめて】一つの【第三の】過失とされている。惛沈と掉挙とを鎮める時に、(iv) 心作用しないこと（anabhisaṃskāra）が【第四の】過失であり、【すでに】鎮まっている時に、(v) 心作用すること（abhisamkāra）が【第五の過失】である²²。

【八断行】

それら（五過失）を断滅するために、どのように八断行が確定されるのか。(i) 懈怠を断滅するためには四つの【断行】がある。すなわち、(1) 意欲と (2) 勤力と (3) 信と (4) 軽安とであり、それらはまた、順次に【以下のように】知られるべきである。

依り所であり、依存するものであり、その因であり、また果である。(IV.5ab)

- (1) 意欲は勤力の依り所であり、(2) 勤力は【意欲に】依存するものである。(3) 信はその依り所である意欲の因である。確信がある場合、願望するからである。(4) 軽安はその依存するものである勤力の果である。精進を起こす者は、勝れた三昧を証得するからである。

【生じる】。観三昧は所縁を思擇した者が、心一境性に触れるときに【生じる】。ここで、安住とは心が安住することであり、三昧のことであると知られるべきであるといい、三昧という語は有為の相と区別するためである。精進を起こした者には、心の堪能性、すなわち四神足があるから、それゆえ、【四】正断の直後に【四】神足が説かれるのである。また、その堪能性はどのような目的で、また何を原因とするものなのか、というゆえに、五つの過失を断じるために、八断行を修習することに基づいて【起こされると】知られるべきであると言う。「基づく」とは原因【の意味】である。

*本稿で引用する MAVT は筆者が、適宜山口 [1934] を再校訂した部分があるが、その一々を注記することは省略した。

²² MAVBh Na51.9–14, Ta30.7–11.

katame pañca doṣā ity āha /

kaṣṭhīyam avavādasya saṃmoṣo laya uddhataḥ /

asaṃskāro 'tha saṃskāraḥ pañca doṣā ime matāḥ // IV.4

tatra layauddhatyam eko doṣaḥ kriyate / anabhisaṃskāro layauddhatyaprasamanakāle doṣaḥ / abhisamkāraḥ praśāntau /

瑜伽行派における四神足に関する一考察（北山）

残りの四つの断行は、(5) 憶念・(6) 正知・(7) 思惟・(8) 捨であり、それぞれに応じて、四つの過失に対する対治となる。それら憶念などはまた、順次に「[以下のように]」知られるべきである。

所縁に迷妄しないこと、惛沈・掉挙に覚知していること、それを遠ざけようと修練すること、[それが]寂滅されたとき平静平等に運ばれること（平等而流）とである。（IV.5cdef）

(5) 憶念とは、所縁に迷妄しないことである。(6) 正知とは、憶念して忘失しないとき、惛沈・掉挙に覚知していることである。覚知して、それを遠ざけようと修練することが(7) 思惟である。その惛沈・掉挙が、寂滅されたとき平静平等に運ばれることが、(8) 捨である²³。

まず、偈頌において八断行の対治となる五過失、すなわち (i) 懈怠 (kausīdya)、(ii) 教え授かったことを忘失すること (avadānasya saṃmoṣa)、(iii) 惛沈・掉挙 (layauddhatya)、(iv) 心作用しないこと (asaṃskāra)、(v) 心作用すること (saṃskāra) を示した後、八断行が一々列挙され解説される。ここでは、五過失に八断行の各々を対応させており、表に示すと以下になる²⁴。

〈『中辺論』における五過失・八断行の対応関係〉

五過失	八断行
(i) 懈怠 (kausīdya)	(1) 意欲 (chanda) (2) 勤力 (vyāyāma) (3) 信 (śraddhā) (4) 輕安 (prasrabdhaya)
(ii) 忘失 (saṃmoṣa)	(5) 憶念 (smṛti)
(iii) 惛沈・掉挙 (layauddhatya)	(6) 正知 (saṃprajanya)
(iv) 不作 (asaṃskāra)	(7) 思惟 (cetanā)
(v) 作 (saṃskāra)	(8) 捨 (upekṣā)

²³ MAVBh Na51.15–52.9, Ta30.11–22.

eṣāṃ prahāṇāya katham aṣṭau prahāṇasaṃskārā vyavasthāpyante / catvāraḥ kausīdya prahāṇāya cchandavyāyānaśraddhāprasrabdhayas te punar yathākramam veditavyāḥ /

āśrayo 'thāśritas tasya nimittaṃ phalam eva ca / IV.5ab

āśrayaś chando vyāyāmasya / āśrito vyāyāmas tasyāśrayasya cchandasya nimittaṃ śraddhā saṃpratyaye saty abhiliṣāt / tasyāśritasya vyāyāmasya phalaṃ prasrabdhir ārabdhavīryasya samādhivīṣeṣādhigamāt / śeṣās catvāraḥ prahāṇasaṃskārāḥ smṛtisaṃprajanyacetanopekṣās catuṣṇāṃ doṣāṇāṃ yathāsaṃkhyam pratipakṣās te punaḥ smṛtyādayo veditavyā yathākramam /

ālabhane 'saṃmoṣo layauddhatyānubuddhyanā /

tadapāyābhisāṃskārāḥ śāntau praśaṭhavāhita // IV.5cdef

smṛtir ālabhane 'saṃpramoṣaḥ saṃprajanyam smṛtyasaṃpramoṣe satī layauddhatyānubodhaḥ / anubodhya tadapagamāyābhisāṃskārās cetanā / tasya layauddhatyasyopaśāntau satyāṃ praśaṭhavāhita cīttasyopekṣā /

²⁴ 表の作成には長尾 [2009: 247–248] を参照した。

さらに、この五過失に関して安慧は具体的な説明を加えている。まず、(i)「懈怠」は、加行する場合に、懈怠があると加行が滞ってしまうため過失とされる。続いて、心が集中しなくなるため、(ii)「教え授かったこと（聖言）を忘失すること」が過失とされる。さらに、(iii)「惛沈と掉挙」とは、心が集中している者にとってそれらが生じていることで、心堪能性を失うから過失とされる。そして、惛沈・掉挙がまだ鎮まっていない場合に、それらを鎮めようとせずに、自ら (iv)「心作用しないこと」が過失である。一方、惛沈・掉挙がすでに鎮まっている場合に、それらから離れることなく (v)「心作用すること」も過失とされる。すなわち惛沈・掉挙から離れることで、心平等が得られるから、それを妨げるものとして過失である、とされている²⁵。

結論

以上、瑜伽行派の四神足解釈に関する、諸文献の記述を比較検討した。その得られた結果を整理すれば以下の通りである。

まず、「声聞地」及び『莊嚴經論』において、八断行を方便に基づいてそれぞれを対応させる形で解釈するが、その分類に明らかな解釈の相違が見られる。さらに、「声聞地」において

²⁵ MAVT Y173.10-23, Pal30.9-17.

te ca paricadosā na vijñāyanta ity atah prṣṭam *katame pañca doṣā ity tat pradarsayam āha,*

kausīdhyam avavādasya sammōso laya udbhatah / IV. 4ab

iti vistarah / ete hi ṣaḍ doṣā ity ata āha, *tatra layauddhatyam eko doṣah kriyate iti pañca bhavanti / tatra kausīdhyam prayogakāle doṣas tenāprayogāt / udyuktasyāvavādasasammōso doṣas tena cittasamādhānābhāvāt / samāhitasya layauddhatyam doṣas tena cittakamaṇyatā bhāvāt anabhisamkāro layauddhatyaprasamanakāle doṣah, anabhisamkāra upekṣā, tayā tadāyūprasaṁanāt / abhisamkārah praśāntau, doṣa iti vartate / abhisamkāras cetanā, layauddhatyavigamād dhi samatāprāptatvāt praśāntam ity ucyate /*

そして、それらの五つの過失はまだ知られていない。それゆえに [次のように] 問う。[その] 五つの過失は何か。ということはそれを顕示するために、

(i) 懈怠、(ii) 教え授かったことを忘失すること、(iii) 惛沈・掉挙、(IV. 4ab)

云々と言う。実に、それらは六つの過失となってしまうから [次のように] 言う。そのうち、(iii) 惛沈・掉挙は [まとめて] 一つの [第三の] 過失とされている、ということで五つ [の過失] となる。そのうち、(i) 懈怠とは加行するときにおける過失である。それによって加行しないこととなるからである。勤修するものが、(ii) 教え授かったことを忘失することが過失である。それによって心が集中しなくなるからである。集中した者にとって、(iii) 惛沈と掉挙とが過失である。それによって心が堪能性を失うからである。惛沈と掉挙とを鎮めるときに (iv) 心作用を行わないことが、[第四の] 過失であり、心作用しないことは、捨である。それによってその二つ (惛沈・掉挙) が鎮まらないからである。[すでに] 静まっているときに (v) 心作用することが [第五の] 過失である。[心作用することが] 過失となる。心作用とは思惟であり、実に惛沈・掉挙から離れることによって、平等性を得ることとなるから、鎮まると言われる。

「随眠を根絶するため」という漠然とした煩惱断滅を目的としている文脈は見られるが、八断行の各々が断じる、具体的な対象（=所対治）を示すことはない。

『中辺論』では、それらとは異なった特徴的な四神足解釈が見られる。『中辺論』は、八断行によって断じる対象、すなわち所対治として、五過失という概念を導入し、対治・所対治の関係を形成している。一方、『中辺論』との密接な関係が知られる『莊嚴經論』では、第 XVIII 章においては偈頌・世親釈ともに、伝統的な八断行との関係のみで四神足を説明している。しかし、それに先立つ第 XI 章第 11 偈では、世親釈において、四神足の直接的な所対治が明示されている。このことは、世親が、『莊嚴經論』第 XI 章第 11 偈で扱われる三十七菩提分法というテーマに対して注釈を施す際に、四神足の項目について、『中辺論』第 IV 章第 3-5 偈の影響を受けたものと考えられよう。

しかしながら、『莊嚴經論』第 XI 章第 11 偈では、『中辺論』でいわれる「五過失」という言葉そのものを用いることはなく、『莊嚴經論』が四神足の直接的な所対治であるのに対して、『中辺論』の五過失はあくまで八断行の所対治として明示されている点で異なる。

それらの対応関係を示すと以下の通りである。

『莊嚴經論』で示される<所対治>	『中辺論』における五過失
(1) 満足すること (saṃtuṣṭi)	(i) 懈怠
(2) 散乱・疑惑 (vikṣepasamśaya)	(ii) 教え授かったことの忘失
(3) 掉挙 (auddhatya)	(iii) 惛沈・掉挙
(4) 惛沈 (laya)	
対応なし	(iv) 心作用しないこと
	(v) 心作用すること

略号・一次資料

- AS *Abhidharmasamuccaya* (Asaṅga), ed. by V. V. Gokhale, *Fragments from the Abhidharmasamuccaya of Asaṅga*, Journal of the Poyal Asiatic Society, Bombay, N. S. 23, 1947.
- ASBh *Abhidharmasamuccayabhāṣya* (Jinaputra), ed. by Nathmal Tatia, *Abhidharmasamuccayabhāṣyam*, Tibetan Sanskrit Works Series vol. 17, Kashi Prasad Jayaswal Research Institute, Patna, 1976.

BBh

BBh^D *Yogācārabhūmau Bodhisattvabhūmi* (Maitreya), ed. by Nalinaksha Dutt, *Bodhisattvabhūmi, Being the XVth Section of Asaṅgapada's Yogācārabhūmi*, K. P. Jayaswal Reserch Institute, Patna, 1966.

BBh^W *Yogācārabhūmau Bodhisattvabhūmi* (Maitreya), ed. by Unrai Wogihara, *Bodhisattvabhūmi: A Statement of Whole Course of the Bodhisattva (Being Fifteenth Section of Yogācārabhūmi)*, Seigo Kenkyukai, 1936, repr. 『梵文菩薩地經』山喜房佛書林, 1971.

MAV *Madhyāntavibhāga-kārikā* (Maitreya). See MAVBh.

MAVBh

Na *Madhyāntavibhāgabhāṣya* (Vasubandhu), ed. by Gadjin Nagao, *Madhyāntavibhāgabhāṣya*, 鈴木學術財団 1964.

Ta *Madhyāntavibhāgabhāṣya* (Vasubandhu), ed. by Nathmal Tatia & Anantatal Thakur, *Madhyāntavibhāgabhāṣya*, K. P. Jayaswal Research Institute, Patna, 1967.

MAVṬ

Bh-T *Madhyāntavibhāgaṭīkā* (Sthiramati), ed. by Vidhushekhara Bhattacharya & Giuseppe Tucci, *Madhyāntavibhāgasūtrabhāṣyaṭīkā of Sthiramati: Being a Subcommentary on Vasubandhu's Bhāṣya on the Madhyāntavibhāgasūtra of Maitreyanātha Pt. I*, Luzac & Co., London, 1932.

Y *Madhyāntavibhāgaṭīkā* (Sthiramati), ed. by Susumu Yamaguchi *Madhyāntavibhāga-ṭīkā*, 破塵閣 1934, repr. 鈴木學術財団, 1966.

MSA *Mahāyānasūtrālaṅkāra-kārikā* (Maitreya), see MSABh.

MSABh *Mahāyānasūtrālaṅkārabhāṣya* (Vasubandhu), ed. by Sylvain Lévi, *Mahāyāna-sūtrālaṅkāra*. Honoré Champion, Paris, 1907.

MSAT *Mahāyānasūtrālaṅkāraṭīkā*, D4029, P5530.

Mvy *Mahāvvyutpatti*, 『梵藏漢和四訳対校翻訳名義大集』, 鈴木學術財団, 1961.

SAVBh *Sūtrālaṅkāravṛttibhāṣya*, D4034, P5531.

ŚBh^{Sh} *Śrāvakaabhūmi*, ed. by Shukla, Karunesha, *Śrāvakaabhūmi of Ācārya Asaṅga*, Patna, 1973. Cf. 声聞地研究会 [2007]:

『法蘊足論』

『阿毘達磨法蘊足論』玄奘訳, T26, No. 1537.

参考文献

Anacker, Stefan

瑜伽行派における四神足に関する一考察（北山）

- [1984] *Seven Works of Vasubandhu: The Buddhist Psychological Doctor*, Motilal Banarsidass, Delhi.
- Gethin, R. M. L.
- [2001] *The Buddhist Path to Awakening*, Oxford: Oneworld Publications (2nd edition).
- Wayman, Alex
- [1961] *Analysis of the Śrāvakakabhūmi Manuscript, University of California publications in classical philology 17*, University of California Press, Berkeley.
- 阿部貴子
- [2008] 「堪能性 *karmanyatā* について—『声聞地』を中心として—」『印度学仏教学研究』90, pp. 189–194.
- 池田練太郎
- [1997] 「〈三十七菩提分法〉説の成立について」『印度学仏教学研究』90, pp. 106–111.
- 小沢憲珠
- [1975a] 「三十七道品と菩薩道」『大正大学研究紀要（仏教学部・文学部）』61, pp. 65–78.
- [1975b] 「瑜伽論における三十七菩提分法」『印度学仏教学研究』46, pp. 231–234.
- 片山一良
- [2004] 『長部（ディーガニカーヤ）4 大篇II』大蔵出版。
- 岸 清香
- [2013] 「『大乘莊嚴經論』第十八章「菩提分品」の研究 —初期瑜伽行唯識学派における菩薩行について—」筑波大学博士学位請求論文。
- 金 才権
- [2007b] 『『中辺分別論』における三性説の研究』龍谷大学博士学位請求論文。
- 斎藤 明ほか
- [2011] 『『俱舍論』を中心とした五位七十五法の定義的用例集 —仏教用語の用例集（バウツダコーシャ）および現代基準訳語集1—』インド学仏教学叢書14、山喜房佛書林。
- [2014] 『瑜伽行派の五位百法 —仏教用語の現代基準訳語集および定義的用例集— バウツダコーシャII』インド学仏教学叢書16、山喜房佛書林。
- 齋藤 滋
- [2007] 「三十七菩提分法の成立について」『バーリ学仏教文化学』21, pp. 65–78.
- 櫻部 建
- [1969] 『俱舍論の研究 界・根品』法蔵館。
- 篠田正成

- [1966a] 「阿毘達磨雜集論に於ける修行道」『筑紫女学園大学短期大学紀要』22, pp. 1-15.
- [1966b] 「雜集論・中辺分別論・莊嚴經論における三十七菩提分法について」『筑紫女学園大学短期大学紀要』23, pp. 1-16.
- [1985] 「阿毘達磨雜集論における菩薩思想において —摂大乘論と比較して—」『日本仏教学会年報』51, pp. 157-175.

声聞地研究会

- [2007] 『瑜伽論声聞地 第二瑜伽處 —サンスクリット語テキストと和訳—』大正大学総合仏教研究所研究叢書第 18 巻、山喜房仏書林。

田中教照

- [1993] 「初期仏教の修行道論」山喜房佛書林。

長尾雅人

- [1976] 『大乘仏典 15 世親論集』「中辺分別論」中央公論社。
- [1991] “Tranquil Flow of Mind An interpretation of Upekṣā”, *Madhyamaka and Yogācāra*, Ch. 9, 91-102.
- [2009] 『『大乘莊嚴經論』和訳と註解 長尾雅人研究ノート (3) 』長尾文庫。

西村実則

- [1993] 「『俱舍論』における三十七道品」『宗教研究』295, pp. 191-192.

早島 理

- [1982] 「唯識の実践」『講座・大乘仏教 8 唯識思想』春秋社 pp. 145-176.
- [2000] 『梵蔵対校 E-TEXT 『大乘阿毘達磨集論』・『大乘阿毘達磨雜集論』』瑜伽行思想研究会。

舟橋尚哉

- [1976] 『初期唯識思想の研究』国書刊行会。

堀内俊郎

- [2009] 『世親の大乘仏説論 —『釈軌論』第四章を中心に—』山喜房佛書林。

松下俊英

- [2012] 「瑜伽行唯識学派における菩薩道：『中辺分別論』第 2 章「障品」の解説研究を通して」大谷大学博士学位請求論文。

山口 益

- [1935] 『安慧阿闍梨耶造・中辺分別論釈疏』破塵閣 repr. 鈴木學術財団 1966.
- [1937] 『漢蔵対照弁中辺論：付・中辺分別論釈疏梵本索引』破塵閣。

吉元信行

瑜伽行派における四神足に関する一考察（北山）

- [1990a] 「原始仏教における三十七道品の形成」『仏教学セミナー』52, pp. 15-27.
- [1990b] 「三十七道品における五根・五力の位置」『印度学仏教学研究』77, pp. 17-22.
- [2000] 「アビダルマ仏教における三十七菩提分法の体をめぐって」『アビダルマ仏教インド思想加藤純章博士還暦記念論集』春秋社。

〈キーワード〉

世親、安慧、『中辺分別論』、『中辺分別論釈疏』、『大乘莊嚴經論』、三十七菩提分法、四神足、八断行。

(博士後期課程)